

富岡興業株式会社に対する行政処分について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、富岡興業(株)が有する産業廃棄物の処理に関する全ての許可（下記2のとおり）の取消しを行いました。

記

1 被処分者

- (1) 氏名 富岡興業株式会社 代表取締役 富岡理行
- (2) 住所 福島市森合字森下15番地の7

2 処分の内容

- (1) 産業廃棄物処理業に関する以下の許可の取消処分
根拠法令：法第14条の3の2第1項第1号
 - ① 産業廃棄物収集運搬業（平成19年4月19日許可）
 - ② 産業廃棄物処分業（平成19年7月10日許可）
- (2) 特別管理産業廃棄物処理業に関する以下の許可の取消処分
根拠法令：法第14条の6で準用する法第14条の3の2第1項第1号
 - ① 特別管理産業廃棄物収集運搬業（平成20年7月11日許可）
 - ② 特別管理産業廃棄物処分業（平成15年9月24日許可）
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置に関する以下の許可の取消処分
根拠法令：法第15条の3第1項第1号
 - ① 管理型最終処分場（昭和60年11月2日届出）
設置場所：伊達郡川俣町山木屋字大久保入山1-1
 - ② 焼却炉・ロータリーキルン式（平成2年7月5日届出）
設置場所：伊達郡川俣町山木屋字大久保入山1-1
 - ③ 焼却炉・固定床式（平成2年7月5日届出）
設置場所：伊達郡川俣町山木屋字大久保入山1-1
 - ④ 管理型最終処分場（平成3年7月26日届出）
設置場所：伊達郡川俣町山木屋字大久保入山1-1
 - ⑤ 汚泥の脱水施設（平成10年1月6日許可）
設置場所：移動式

3 処分の理由

富岡興業(株)は、法第16条違反（不法投棄未遂）の罪により、平成21年10月30日に福島地方裁判所から罰金100万円の刑の言い渡しを受け、同年11月14日に刑が確定した。

このことにより、同社は法が定める欠格要件（法第14条第5項第2号イ・法第7条第5項第4号ハの「法違反により罰金の刑を受けた者」）に該当するに至ったため、同社が有する産業廃棄物の処理に関する全ての許可の取消処分を行ったもの。

4 処分年月日

平成21年11月26日